

## 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置について

平成18年7月21日

関係省庁申合せ

1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国、日本」の復活を目指して - 」(平成15年12月犯罪対策閣僚会議)を踏まえ、暴力団犯罪等から経済や社会を防護するため、関係省庁が連携し、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除、組織犯罪資金の剥奪等の、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、標記ワーキングチームを設置する。

2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官

構成員 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)

内閣府国民生活局消費者調整課長

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官

防衛庁長官官房施設課長

金融庁監督局総務課長

総務省大臣官房企画課長

法務省刑事局公安課長

財務省関税局調査課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

農林水産省大臣官房経理課長

経済産業省産業政策局企業行動課長

国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)

海上保安庁警備救難部刑事課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

3 ワーキングチームの庶務は、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。